平成２５年（フ）第１００８１号
東京都新宿区北新宿４丁目１―14
債務者　鈴木　智子
1　決定年月日時　平成25年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月19日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１００８３号
東京都品川区南大井１丁目15―３
債務者　成田　昌弘
1　決定年月日時　平成25年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月19日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０１１９号
東京都板橋区東坂下１丁目８―16
債務者　山口　真史
1　決定年月日時　平成25年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月19日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０１３２号
東京都新宿区北新宿１丁目14―３―102
債務者　末岡　康夫
1　決定年月日時　平成25年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月19日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０１３４号
東京都品川区西大井６丁目11―14―203
債務者　袴田　美菜
1　決定年月日時　平成25年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月19日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０１３７号
神奈川県横須賀市佐野町４丁目４
債務者　堀越　彩奈
1　決定年月日時　平成25年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月19日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０１３８号
東京都港区三田３丁目２―１―301
債務者　坂本由起子
1　決定年月日時　平成25年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月19日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０１３９号
東京都練馬区豊玉北１丁目26―７―404
債務者　松森　まり（旧姓佐々木）
1　決定年月日時　平成25年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月19日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０１４７号
東京都府中市日新町２丁目５―20
債務者　高木　孝幸
1　決定年月日時　平成25年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月19日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０１５８号
埼玉県さいたま市南区別所３丁目11―17―201
債務者　吉澤　喜順
1　決定年月日時　平成25年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月19日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０１６０号
東京都北区浮間３丁目４―２―105
債務者　橋本　正志
1　決定年月日時　平成25年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月19日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０１６５号
東京都足立区谷在家３丁目９―９―101
債務者　佐藤ゆきみ
1　決定年月日時　平成25年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月19日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１０１６６号
神奈川県相模原市中央区横山台２丁目18―２―611
債務者　藤澤　秀行
1　決定年月日時　平成25年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月19日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第１５５６号
横浜市南区六ツ川３丁目112番地１　オーベル横浜南パークビュー122号
債務者　内海　梨沙
1　決定年月日時　平成25年９月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３７７号
岡山市南区南輝１丁目１番27号コーポ洋らん106号、旧住所岡山市南区築港ひかり町１番13号　305号
債務者　柚木　加代
1　決定年月日時　平成25年９月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年11月19日まで
5　免責審尋期日　平成25年11月29日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部